

## 令和7年度第1回宮代町上下水道事業審議会 会議録

開催日時：令和7年12月18日 10：00～12：00

開催場所：宮東配水場管理棟会議室

委 員：佐野好一、福田勉、門井一慶、赤井美津江、磯雄二、尾崎文夫、折原正英、岡野  
裕美子、代田義治、宮島裕（欠席：帆刈章、岩本禮）

事 務 局：新井町長、高橋課長、忽滑谷室長、高橋主幹、斎藤主査、堀子主査、磯主事  
株日水コン：三迫、香坂、福永、志水、田口

### 1. 会議次第

1 開会

2 委嘱状の交付

3 町長あいさつ

4 正・副会長の選出

5 諮問書の交付

6 議事

（1）下水道事業経営戦略の改定について 資料1

参考資料① 宮代町下水道事業経営戦略

（2）水道料金及び下水道使用料のあり方について 資料2

参考資料② 宮代の水道

参考資料③ 令和6年度下水道事業決算報告書

参考資料④ 令和6年度水道事業決算報告書

（3）宮代町下水道事業経営戦略（改定素案）について 資料3

（4）宮代町上下水道事業審議会のスケジュール（案）について 資料4

（5）その他

7 閉会

### 2. 会議概要

1 開会

2 委嘱状の交付

新規に委員を委嘱し、12人が任命された。

任期は、令和8年12月31日まで

3 町長あいさつ

4 会長、副会長の互選について

会長を互選により、折原正英氏を会長として決定した。

副会長を互選により、宮島裕氏を副会長として決定した。

5 諮問書の交付

町長から会長に「下水道事業経営戦略の改定」及び「水道料金及び下水道使用料のあり方」について、諮問書を交付し審議をお願いした。

## 6 議事

- (1) 下水道事業経営戦略の改定について  
事務局より、資料1の内容について説明した。
- (2) 水道料金及び下水道使用料のあり方について  
事務局より、資料2の内容について説明した。
- (3) 宮代町下水道事業経営戦略（改定素案）について  
事務局より、資料3の内容について説明した。
- (4) 宮代町上下水道事業審議会のスケジュール（案）について  
事務局より、資料4の今後のスケジュール案について説明した。
- (5) その他  
次回の開催予定日の確認（3/5 14:30～）、施設見学（同日 13:00～）について

### 【質疑応答】

- (1) 下水道事業経営戦略の改定について

Q：資料1の「公営企業会計の見える化」内にある、適切な原価計算とは何を指しますか。国が示す原価計算制度に基づいて行うという理解でよろしいでしょうか。また、複式簿記への移行は円滑に行われましたでしょうか。

A：現在は、水道事業、下水道事業ともに地方公営企業法に基づき事業を運営しております。この中で、地方公営企業法の会計ルールに従って適切な原価計算を行っています。

Q：経営戦略の見直しが令和7年度末までに要請されていますが、この審議会は来年12月までと期間がずれています。これで問題ないのでしょうか。

A：令和7年度中に見直しができない市町村も存在し、その場合は料金改定のロードマップを国に提出することで、令和7年度中に見直しが完了しなくてもよいとされています。町としては、令和7年度中に料金改定のロードマップを作成し、国に提出する予定です。審議会でもそのロードマップを示す予定としています。

Q：下水道事業についても、なぜ国が経営戦略の策定を求めているのでしょうか。

A：下水道事業は昭和60年に事業を着手し、初期段階では使用料収入だけでは整備費用を賄いきれず、国庫補助金や借入金で先行投資を進めてきたため、事業としては使用料収入だけでは成り立っていない状況となっています。国は適正な原価で適正な使用料を徴収するよう方針を示していることから、これに合わせて町としても計画的に事業を運営するため経営戦略の策定が必要だと考えています。

## （2）水道料金及び下水道使用料のあり方について

Q：経費回収率が100%を大きく下回っているという説明がありましたが、資料2の「経費回収率と汚水処理原価」について、使用料単価だけが税抜と表記されていますが、汚水処理原価も税抜で、税抜同士で比較したグラフになっているのでしょうか。経費回収率の計算式と、なぜ100%に達していないのか理由を教えてください。

A：提示している資料は全て税抜表示で汚水処理原価も税抜となっています。経費回収率の計算式は、使用料を汚水処理原価で割ったものです。例えば令和2年度では、使用料が約100円に対し原価が約140円であり、100割る140で計算されています。経費回収率が100%に達していないのは過去の借入金の返済があるため支出が多く、収支の不足分は一般会計から補填している状況となっています。

Q：資料2の水道料金は「料金回収率」、下水道使用料は「経費回収率」となっています。水道事業は料金回収率が100%に近いが、下水道事業は経費回収率が低いのは、下水道の使用料単価が小さいことを意味しているのでしょうか。

A：おっしゃる通りです。水道事業と下水道事業では過去に所管省庁が異なっていた経緯もあり、国が示す指標として、水道事業は料金回収率、下水道事業は経費回収率となっています。

Q：下水道事業の経費には、通常の維持管理費だけでなく、設備を広げるための費用も含まれているのでしょうか。汚水処理原価にはどこまで含まれていますか。

A：汚水処理原価には、通常の維持管理費に加えて、減価償却費、支払利息などが含まれています。下水道事業は昭和60年に事業を着手したことから、30年ローンで借り入れた企業債の償還が集中している時期となっています。今後は、支払利息は減少していくますが、第一中継ポンプ場や第二中継ポンプ場などの機械設備の更新費用が発生するため、将来的に減価償却費が上昇することが見込まれます。

Q：水道料金のあり方について、農業用水の値上げまで検討するのでしょうか。

A：今回の審議における水道事業、下水道事業には農業用水は含まれていません。水利権は国や県で定められており、宮代町では受水費などに水利権関係の料金が含まれているものの、農業用水の水利権は含まれていません。西条原地区の農業集落排水については、集落の下水処理のための事業であり、下水道事業に該当します。

## （3）宮代町下水道事業経営戦略（改定素案）について

Q：経費回収率が向上するには、下水道使用料の値上げしか方法はないのでしょうか。

A：下水道の整備は完了しており、過去の借入金が残っているため経費回収率が悪化しています。20年前には100億円以上あった借入金が現在は約27億円まで減少しているものの、今後ポンプの更新などで約40億円の整備費用が必要となるため、料金改定に頼らざるを得ないと考えています。第一中継ポンプ場や第二中継ポンプ場が老朽化すると汚水処理機能が停止し、生活に支障をきたすだけでなく、道路陥没などの恐れもあるため、工事は必須と考えています。経費削減には努めていますが、物価上昇の直撃を受けており、正直なところ値上げせざるを得ないのが本音です。

Q：下水道使用料以外の収入はないのでしょうか。

A：太陽光発電などが考えられますが、広大な敷地と多額の投資が必要となり、現在の費用と比較すると投資に対する回収が見込めないものと考えております。

Q：町民3万3千人に対し公共下水処理人口が2万5千人であることから、安易な税金投入は市街化調整区域の住民の税金を投入することになり、税の公平性の観点から問題があります。受益者である使用者から負担を求めるのが本来の趣旨なのでしょうか。

A：おっしゃる通りで、受益者である使用者に負担を求めるのが本来の趣旨であります。汚水処理費を下げるためには施設の延命化などに取り組んでいますが、それでも不足する費用は使用料を上げて賄う必要があると考えています。

Q：水道事業では、県水を利用することで浄水場更新経費の削減が可能という回答がありましたが、下水道事業では、別の手法がなく、使っている人が使っている分だけ負担するという結論を町民に発信する必要があるのではないでしょうか。資料3の13ページにある資本的収入と資本的支出のグラフについて、一般会計負担金と一般会計補助金があります。一般会計負担金は国が示す繰り出し基準に基づくもので許容できますが、一般会計補助金は基準外繰入金であり、本来は使用料で賄うべき費用です。企業債償還元金は借入金の返済であり、これを捻出するために新たに企業債を借り入れたり、一般会計から借り入れたりしているという解釈でよろしいでしょうか。

A：一般会計負担金については、おっしゃる通り国が公的な税金投入を認めているものです。一般会計補助金は基準外繰入金であり、本来は使用料で賄うべき費用です。企業債は、ポンプ更新などの機械設備更新の財源としており、将来的に企業債償還の元金として返済します。下水道事業では、使用料のほかに公共下水道では受益者負担金、農業集落排水では分担金を徴収しています。これは必要費用の30%程度しか徴収していないことから、一般会計からの補助金を投入している状況です。下水道は環境を改善するという目的もあるため、下水道を使用していない方にも環境向上が見込まれることから、一般会計からの補助金も投入している側面があります。今後、そのあり方を検討していく必要があります。

Q：減価償却累計額に対する積立金はどのくらいでしょうか。今後は施設の更新で大きなお金がかかるため、積み立てて備えるべきではないでしょうか。積み立てがあれば使用料の値上げをしなくても済むのではないかでしょうか。

A：下水道事業は現状、使用料収入だけでは経費を賄いきれておらず、一般会計からの補助金に頼っている「自転車操業」の状態にあります。毎年、適切なサービスを提供するために収支がプラスになるように予算を組んでいますが、決算によって余剰金が出た場合、その分翌年度の一般会計補助金が減額される仕組みとなっているため、結果として積立金として内部留保することが難しい状況です。参考資料③令和6年度下水道事業決算報告書をご覧いただいくと、下水道事業の積立金はゼロとなっており、参考資料④水道事業決算報告書には積立金があるのとは対照的です。なお、令和7年度への繰越額は、出納整理期間（年度末から5月末まで）にその年度の未払金などを精算するために使用するものであり、将来の施設更新に備えるための積立金とは性質が異なりますので、基本的に残っていないとご理解ください。

#### （4）宮代町上下水道事業審議会のスケジュール（案）について

Q：料金改定答申は、料金値上げを前提としているのでしょうか。

A：適正な運営を行うには、料金値上げをせざるを得ないと考えています。今後の審議会で資料を提示しますので、引き続き審議いただきたいと思います。

以上